

「重点支援区域」選定の申請について

1 「重点支援区域」の概要

「経済財政運営と改革の基本方針2019」において、地域医療構想の実現に向け、2025年に達成すべき医療機能の再編、病床数等の適正化に沿ったものとなるよう、「重点支援区域」を設定し、国による助言や集中的な支援を行うこととされた。このことを受け、国においては都道府県からの申請に基づき、複数の医療機関の再編統合事案を有する2次保健医療圏域を「重点支援区域」として選定することとした。については、本県も圏域での地域医療構想調整会議での議論を踏まえ、申請を行う。(国は申請を随時受付)

2 申請要件及び国における優先選定事例

(1) 申請要件

【詳細別紙1参照】

- ① 複数医療機関の「再編統合」事案を有する構想区域(圏域)であること※1※2
- ② 申請にあたっては、当該区域の地域医療構想調整会議において、重点支援区域申請を行う旨の合意を得ること
(※複数の圏域にまたがる事案の場合は、両圏域の調整会議において合意を得ること)
- ③ 申請にあたっては、県医師会(長)の意見を添えること
 - ※1 「再編統合」には、統廃合のほか、①医療の効率化の観点から、ダウンサイジングや、機能の分化・連携、集約化、②不足のない医療提供の観点から、機能転換・連携等を含むものであること
 - ※2 公立・公的病院だけでなく、民間病院等も申請の対象となること

(2) 国の優先選定事例

- ① 複数設置主体による再編統合を検討する事例
- ② できる限り多数(少なくとも関係病院の総病床数の10%以上)の病床数を削減する統廃合を検討する事例
- ③ 異なる大学病院等から医師派遣を受けている医療機関の再編統合を検討する事例
- ④ 人口規模や関係者の多さ等からより困難が予想される事例
※ 再検証対象医療機関が含まれる再編統合事例かどうかは、優先順位に関係しない。

3 本県の申請手続

上記2を踏まえ、県では医療機関からの申請に基づき、関係者による事前の協議を行った上で、圏域の地域医療構想調整会議での合意を得て、県医療審議会(保健医療計画部会)での審議を行い、県医師会の意見を添えて国へ申請を行う。

4 3月申請区域(案)

【詳細別紙2～3参照】

次のとおり、神戸圏域及び阪神圏域から統廃合を予定している事案の申請があった。

申請予定区域： 神戸構想区域(神戸圏域)、阪神構想区域(阪神圏域)
再編統合事案： 済生会兵庫県病院と三田市民病院の統廃合事案